

## 今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの健やかな成長を育むとともに、子どもたちの交流を目的として食事の提供や学習支援などを行う子ども食堂を運営する者に対し、予算の範囲内において、今治市子ども食堂応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 子ども食堂 子どもの孤食を減らし、子どもの地域における居場所づくりと子育て支援を目的に、無料又は低額で食事の提供等を行う場をいう。
- (3) 学習支援 子どもの基礎学力の向上又は学習習慣定着のため、無料又は低額で宿題や自主学習をサポートする取組みを行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 子ども食堂を1年以上継続して実施する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 法人その他の団体にあつては、組織、運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等があること。
- (3) 法人その他の団体にあつては、主として政治的又は宗教的な活動を目的とする者でないこと。
- (4) 本市の市税に滞納がないこと（法人その他の団体の場合は、当該団体及び代表者を含む。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない団体、同条第6号に規定する暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂を開設又は運営する事業であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内で実施するものであること。
- (2) 子ども等に対し、調理した食事の提供を行い、又は食事の提供に加えて学習支援を行うこと。
- (3) 食事の提供を継続して月1回以上実施する見込みであること。
- (4) 平均して1回当たり5人以上の子どもに対して食事を提供すること。
- (5) 子どもに対する食事は、無償又は低額な料金で提供すること。

2 補助対象事業となる学習支援は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 子ども食堂又は子ども食堂開催の機会を利用して実施するものであること。
- (2) 原則として月1回以上かつ1回当たり概ね30分程度以上実施するものであること。
- (3) 徴収する費用は、教材費等の実費部分に限るものであること。

3 補助対象事業が、国、県、市からの他の補助金の交付を受け、又はこれらからの委託事業である場合は、補助対象事業としない。ただし、対象者又は開催日時などによって明確に区分できる場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 補助対象者は、補助対象事業を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品衛生に関する法令を遵守し、食の安全・安心の確保に努めること。
- (2) 食物アレルギーの有無等に十分に配慮するほか、子どもの安全管理及び感染対策の確保に努めること。
- (3) 子ども食堂実施中の事故等に備えて、傷害保険、生産物損害賠償保険等に加入すること。
- (4) 特定の政治、選挙活動又は宗教を目的とする行為を行わないこと。
- (5) 公助良欲に反するおそれがあると認められる行為を行わないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に生じた円未満の端数は切り捨てる。

(補助対象期間)

第7条 補助対象期間は、交付決定の日から当該申請日の属する年度の2月末日までとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、事業計画書で判断できるものについては省略することができる。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 定款、会則、規則等並びに役員及び構成員の名簿(法人その他の団体の場合)
- (4) 子ども食堂の実施体制が分かる書類
- (5) 活動実績が分かる書類
- (6) 保険証書等保険の加入状況が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不相当と認めたときはその理由を付して、今治市子ども食堂応援事業費補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市子ども食堂応援事業費補助金変更承認申請書(別記様式第6号)に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える額の増減による補助金額の変更
- (2) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、今治市子ども食堂応援事業費補助金変更承認決定通知書(別記様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ今治市子ども食堂応援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、今治市子ども食堂応援事業中止（廃止）承認通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、今治市子ども食堂応援事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業報告書（別記様式第11号）

（2） 収支決算書（別記様式第12号）

（3） 領収書等支払金額を証する書類（補助金の交付決定額の上限を越える部分の領収書等の提出は不要）

（4） 事業の実施状況が確認できる書類（活動写真等）

（5） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、今治市子ども食堂応援事業費補助金額確定通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、今治市子ども食堂応援事業費補助金精算払請求書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1） この要綱及び規則の規定に違反したとき。

（2） 補助金を他の用途に使用したとき。

（3） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

（4） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（5） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第16条 補助事業者は、子育て支援その他市が実施する児童健全育成施策に可能な限り協力するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(遂行状況の報告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況について補助事業者に報告を求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものについて適用する。

別表（第6条関係）

区分		補助対象経費	補助率	補助限度額
開設経費		子ども食堂を開設するために必要な備品のリース料、消耗品費、修繕費、工事請負費、使用料又は賃借料その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の 3分の2以内	10万円
運営経費	食事 支援	子ども食堂での食事の提供に直接必要な食材費、消耗品費、光熱水費、使用料、印刷製本費、保険料、報償費その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の 3分の2以内	10万円と当該年度における子ども食堂の開催月数に1万円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額
	学習 支援	子ども食堂での学習支援に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、報償費その他市長が必要と認めるもの	補助対象経費の 3分の2以内	5万円と当該年度における子ども食堂で実施した学習支援の開催月数に5千円を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額

## 備考

- 1 補助対象経費について、当該事業に係るものであると明確に判断できるもの以外は対象外とする。
- 2 開設経費に係る補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。
- 3 運営経費に係る補助金の交付は、1施設につき1年度当たり1回とする。
- 4 開設経費に係る補助金の交付を受ける場合は、当該年度中に運営経費に係る補助金の交付を受けることはできない。
- 5 キッチンカー等移動式施設を利用して子ども食堂を開設する場合は、キッチンカー等1台あたりを1施設とみなす。
- 6 報償費については、学習支援に要する有償ボランティアや講師等への謝礼金に限り補助対象とし、補助事業者（法人その他の団体にあつては、その役職員及び構成員を含む。）への謝礼金は補助対象外とする。

別記様式第1号（第8条関係）

今治市子ども食堂応援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛名）今治市長

住所（法人その他の団体にあつては所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり今治市子ども食堂応援事業費補助金の交付を申請します。

また、今治市税納付状況調査（法人その他の団体の場合は団体及び代表者個人）を行うことに同意します。

記

1 補助事業の内容 開設経費・運営経費（食事支援・学習支援）

2 補助対象経費の額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助事業の着手・完了予定年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 添付資料

- （1） 事業計画書（別記様式第2号）
- （2） 収支予算書（別記様式第3号）
- （3） 定款、会則、規約等並びに役員及び構成員の名簿（法人その他の団体の場合）
- （4） 子ども食堂の実施体制が分かる書類
- （5） 保険証書等保険の加入状況が分かる書類
- （6） 活動実績が分かる書類
- （7） その他市長が必要と認める書類

※上記書類で事業計画書を判断できるものについては省略することができる。



収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

※摘要欄に積算根拠及び「開設経費」「運営経費（食事支援）」「運営経費（学習支援）」の別を記入してください。

今治市子ども食堂応援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで申請のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金について、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費・運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 交付条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える額の増減による補助金額の変更又は事業内容の重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) この補助事業については、市長及び監査委員が監査することがある。
- (6) 今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
- (7) 前号により取り消し、又は変更した場合は、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

別記様式第5号（第9条関係）

今治市子ども食堂応援事業費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付で申請のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金については、下記の理由により不交付決定いたしましたので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費・運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 不交付となった理由

別記様式第6号（第10条関係）

今治市子ども食堂応援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金について、下記の理由により変更したいので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費・運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 補助対象経費の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業の着手・完了予定年月日  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 5 変更理由
- 6 添付書類（変更があったものに限る。）
  - （1）事業計画書（別記様式第2号）
  - （2）収支予算書（別記様式第3号）
  - （3）その他市長が必要と認める書類

今治市子ども食堂応援事業費補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金については、下記のとおり承認することに決定したので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助事業の内容 開設経費・運営経費（食事支援・学習支援）

2 変更後の補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 承認の内容

4 交付条件

- (1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 補助対象経費の30パーセントを超える額の増減による補助金額の変更又は事業内容の重要な変更をしようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業完了後30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月10日のうちいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- (5) この補助事業については、市長及び監査委員が監査することがある。
- (6) 今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
- (7) 前号により取り消し、又は変更した場合は、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

今治市子ども食堂応援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金に係る補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費 ・ 運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 補助対象経費の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 中止（廃止）理由
  
- 5 補助事業の中止期間又は廃止年月日  
（中止） 年 月 日 ～ 年 月 日  
（廃止） 年 月 日

別記様式第9号（第11条関係）

今治市子ども食堂応援事業中止（廃止）承認通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金に係る補助事業については、下記のとおり承認することに決定したので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費 ・ 運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 中止（廃止）の内容

今治市子ども食堂応援事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 今治市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金に係る補助事業が完了したので、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費 ・ 運営経費 (食事支援・学習支援)
- 2 補助対象経費の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 4 補助事業の着手・完了年月日  
着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 事業報告書(別記様式第11号)
  - (2) 収支決算書(別記様式第12号)
  - (3) 事業の実施状況が確認できる書類(活動写真等)
  - (4) その他市長が必要と認める書類



別記様式第12号（第12条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額（円）	摘要
計				

2 支出の部

区分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額（円）	摘要
計				

※摘要欄に積算根拠及び「開設経費」「運営経費（食事支援）」「運営経費（学習支援）」の別を記入してください。

別記様式第13号（第13条関係）

今治市子ども食堂応援事業費補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

今治市長

年 月 日付けで実績報告のあった今治市子ども食堂応援事業について、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業の内容 開設経費 ・ 運営経費（食事支援・学習支援）
- 2 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第14号（第14条関係）

今治市子ども食堂応援事業費補助金精算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった今治市子ども食堂応援事業費補助金について、今治市子ども食堂応援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 1 補助事業の内容  | 開設経費 ・ 運営経費（食事支援・学習支援） |
| 2 補助金交付決定額 | _____円                 |
| 3 既概算払額    | _____円                 |
| 4 今回請求額    | _____円                 |
| 5 振込先      |                        |
|            | 金融機関名                  |
|            | 支店・支所名                 |
|            | 預金種別                   |
|            | 口座番号                   |
|            | 口座名義人（ふりがな）            |